

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年10月27日 09時26分ごろ
発生場所	三重県四日市市磯津漁港南南東方沖 磯津港南防波堤灯台から真方位166° 1,000m付近 (概位 北緯34° 55.0′ 東経136° 39.1′)
事故の概要	漁船弘栄丸は、北進中、また、プレジャーボートすみれは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年11月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 弘栄丸、9.7トン ME2-5826（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート すみれ、5トン未満（長さ6.27m） 240-21322愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、漁場に向けて北進中、船長Aが、船首方5海里付近に漂流しているプレジャーボート3隻（以下「本件ボート群」という。）を初認した後、本件ボート群の東側を通過しようと針路をやや右に転じ、左舷方となった本件ボート群の動向を注視しながら北進を続け、ふと船首方を見たところ、約10mにB船を認め、どうすることもできず、船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが、1人で乗り組み、機関を中立運転として船首を東方に向けて漂流中、魚群探知機の映像と釣り竿を交互に見ながら釣りをを行い、ふと右舷方を見たところ、接近するA船を至近に認め、機関を前進としたものの、右舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。 船長Bは、接近する他船が漂流中のB船を避けてくれると思い、釣りに没頭していた。 船長Bは、本事故後、病院で診察を受け、右第4指挫創、頸椎捻挫等と診断された。

<p>分析</p>	<p>A船は、北進中、船長Aが、左舷方の本件ボート群の動向に意識を向けて航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、接近する他船が漂流しているB船を避けてくれると思い、釣りに意識を向けて漂流を続けたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北進中、B船が漂流中、船長Aが、左舷方の本件ボート群の動向に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、釣りに意識を向けて漂流を続けたため、互いに接近する状況に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、特定の対象のみに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・漂流中であっても、周囲の適切な見張りを行い、接近する他船が自船に気付いていない可能性があることを踏まえ、余裕のある時期に移動するなど衝突を避けるための措置をとること。